

[事案 2019-71] 転換契約無効等請求

・令和2年10月22日 和解成立

※本事案の申立人は、法人である。

<事案の概要>

転換であることを認識していなかったことを理由に、転換契約の無効等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成23年12月に定期保険を利率変動型積立保険に転換したが、以下の理由により、契約転換を無効としてほしい。なお、転換後契約（本契約）の医療特約から、給付金等を受け取っているが、これらは保険会社に返還しない。また、募集人の悪質な手口により迷惑しているので、迷惑料を支払ってほしい。

- (1) 転換することの説明を受けておらず、転換前契約に入院特約を付加したという認識でいた。
- (2) 申込書や告知書等は、法人の事務員である被保険者の妻が、募集人から内容の説明を受けることなく、指示されるまま記載し、署名・押印した。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人の取締役である被保険者の親および被保険者本人に対して、解約返戻金の推移も含め、契約の内容を十分に説明した。
- (2) 募集人は、被保険者の親に対して、会社の実印の押印と被保険者の自署および押印をもらうよう依頼し、申込書と告知書等が提出された。
- (3) 申立人に転換したことの認識がなかったとしても、転換後に積立金の引出しおよび入院給付金等の請求をしており、本契約を追認していたものである。
- (4) 仮に転換が無効であったとしても、申立人には、本契約にもとづき受領した積立金および給付金の返還義務が生じる。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、転換時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。